

○ 一般職及び一般職の職員の能力等級制に関する法律案新旧対照条文
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（この法律の目的及び効力）
 第一条 この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十三条第一項の規定に基づき、同法第二条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。
 2 この法律の規定は、国家公務員法のいかなる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が国家公務員法又は一般職及び一般職の職員の能力等級制に関する法律（平成十五年法律第 号。以下「能力等級法」という。）の規定に矛盾する場合においては、その規定は、当然その効力を失う。

（人事院の権限）
 第二条 人事院は、この法律の施行に関し、次に掲げる権限を有する。
 一 （略）

（この法律の目的及び効力）
 第一条 この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。
 2 この法律の規定は、国家公務員法のいかなる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が国家公務員法又は同法に基づく法律の規定に矛盾する場合においては、その規定は、当然その効力を失う。

（人事院の権限）
 第二条 人事院は、この法律の施行に関し、次に掲げる権限を有する。
 一 （同上）

3| 第六条の規定による職務の分類は、給与に関しては国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第八十号）の施行にかかわらず、国家公務員法第六十三条に規定する給与準則が制定実施されるまで、その効力をもつものとする。

（削る）
 三| （略）
 二| 新たに職員となつた場合及び職員が一の能力等級（能力等級法に規定する能力等級をいう。以下同じ。）から他の能力等級に移つた場合の俸給並びに同一の能力等級内における昇給の基準に関し人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

四| （略）
 五| （略）
 六| （略）

（俸給）
 第四条 各職員の受ける俸給は、その職務を遂行する上で発揮した能力に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならぬ。

第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一| 九 （略）
 十| 指定幹部職俸給表（別表第十）
 2 （削る）

二| 第六条に規定する俸給表の適用範囲を決定すること。
 三| （同上）
 四| 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準に関し人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

（俸給）
 第四条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならぬ。

第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一| 九 （同上）
 十| 指定職俸給表（別表第十）
 2 （同上）
 3| 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

第六条の二 指定幹部職俸給表の適用を受ける職員は、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて人事院規則で定める号俸の額とする。

(削る)

(削る)

第八條 新たに俸給表（指定幹部職俸給表を除く。）の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2| 職員が一の能力等級から他の能力等級に移つた場合又は一の官職から同じ能力等級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則の定めるところにより決定する。

3| 前二項の規定により号俸を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、その者の能力等級における最高の号俸を超えて俸給月額を決定することができる。

4| 職員（指定幹部職俸給表の適用を受ける職員を除く。）が現に受けている号俸を受けるに至つた時から、十二月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、

第六条の二 指定職俸給表の適用を受ける職員は、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて人事院規則で定める号俸の額とする。

(削る)

(削る)

第八條 人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六條第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2| 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

3| 新たに俸給表（指定職俸給表を除く。）の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定する。

4| 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（指定職俸給表の適用を受ける職員が他の俸給表の適用を受けることとなつた場合を含む。）又は一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則の定めるところにより決定する。

5| 前二項の規定により号俸を決定する場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、その者の属する職務の級における最高の号俸を超えて俸給月額を決定することができる。

6| 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）が現に受けている号俸を受けるに至つた時から、十二月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、

し、第一項又は第二項の規定により号俸が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。

(略)

6|5| 職員の俸給月額がその能力等級における俸給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の能力等級にある間は、昇給しない。ただし、それらの俸給月額を受けている職員で、その俸給月額を受けるに至つた時から二十四月（その俸給月額が能力等級における俸給の幅の最高額である場合にあつては、十八月）を下らない期間を良好な成績で勤務したものは、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の能力等級における俸給の幅の最高額を超えて、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

7| 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員は、第四項、第五項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

8| 第四項から前項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9| 国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち、指定幹部職俸給表の適用を受ける職員以外の職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の能力等級に応じた額とする。

第三項又は第四項の規定により号俸が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。

(同上)

6|7| 職員の俸給月額がその属する職務の級における俸給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。ただし、それらの俸給月額を受けている職員で、その俸給月額を受けるに至つた時から二十四月（その俸給月額が職務の級における俸給の幅の最高額である場合にあつては、十八月）を下らない期間を良好な成績で勤務したものは、勤務成績が特に良好であるもの等については、その職員の属する職務の級における俸給の幅の最高額を超えて、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

9| 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員は、第六項、第七項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

10| 第六項から前項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

11| 国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第八条の二 国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額、第六條の二及び前條第九項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、勤務時間法第五條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の調整額）
第十条 人事院は、俸給月額が、職務を遂行する上で発揮することが求められる能力又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ能力等級の他の官職に比して著しく特殊な官職を占める職員に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。
2 (略)

第十一条の四 前條第二項第一号の人事院規則で定める地域及び官署以外の地域及び官署に在勤する医療職俸給表(一)の適用を受ける職員及び指定幹部職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）には、当分の間、同條の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に百分の十を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

（研究員調整手当）
第十一条の八 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表の適用

第八条の二 国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額、第六條の二及び前條第十一項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、勤務時間法第五條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の調整額）
第十条 人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。
2 (同上)

第十一条の四 前條第二項第一号の人事院規則で定める地域及び官署以外の地域及び官署に在勤する医療職俸給表(一)の適用を受ける職員及び指定幹部職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）には、当分の間、同條の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に百分の十を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

（研究員調整手当）
第十一条の八 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表の適用

2 研究員調整手当は、特定試験研究機関以外の機関で共同研究等により特定試験研究機関との有機的な連携を図られている機関（第十一條の三第二項第一号の人事院規則で定める地域に所在する官署及び同号の人事院規則で定める官署を除く。）として人事院規則で定めるものに勤務する職員のうち教育職俸給表(一)の適用を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）及び指定幹部職俸給表の適用を受ける職員（教育研究に関する業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）にも支給する。

3 (略)

（管理職員特別勤務手当）
第十九條の三 第十條の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事院規則で定める職員（以下「特定管理職員」という。）又は指定幹部職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間法第六條第一項、第七條及び第八條の規定に基づく週休

2 研究員調整手当は、特定試験研究機関以外の機関で共同研究等により特定試験研究機関との有機的な連携を図られている機関（第十一條の三第二項第一号の人事院規則で定める地域に所在する官署及び同号の人事院規則で定める官署を除く。）として人事院規則で定めるものに勤務する職員のうち教育職俸給表(一)の適用を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）及び指定幹部職俸給表の適用を受ける職員（教育研究に関する業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）にも支給する。

3 (同上)

（管理職員特別勤務手当）
第十九條の三 第十條の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事院規則で定める職員（以下「特定管理職員」という。）又は指定幹部職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間法第六條第一項、第七條及び第八條の規定に基づく週休日又

日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、特定管理職員にあつては一万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額、指定幹部職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該額のうち最高のもに百分の百五十を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事院規則で定める勤務にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

3 (略)

3 (期末手当)
第十九条の四 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百五十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその能力等級が九級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務を遂行する上で発揮することが求められる能力等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七において「特定幹部職員」という。))にあつては、六月に支給する場合においては百分の百三十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一(四) (略)

は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、特定管理職員にあつては一万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該額のうち最高のもに百分の百五十を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事院規則で定める勤務にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

3 (同上)

3 (期末手当)
第十九条の四 (同上)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百五十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七において「特定幹部職員」という。))にあつては、六月に支給する場合においては百分の百三十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一(四) (同上)

3 (略)

4 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその能力等級が四級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務を遂行する上で発揮することが求められる能力等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する調整手当及び研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、能力等級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額(人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 (略)

3 (同上)

4 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する調整手当及び研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額(人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 (同上)

6 (期末特別手当)
第十九条の八 期末特別手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。))にそれぞれ在職する指定幹部職俸給表の適用を受ける職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員で指定幹部職俸給表の適用を受けていたもの(第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。))についても、同様とする。

6 (期末特別手当)
第十九条の八 期末特別手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。))にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員で指定職俸給表の適用を受けていたもの(第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。))についても、同様とする。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職員の区分	能力等級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

- 備考（一） この表は、能力等級法の行政職能力等級表（一）の適用を受ける職員に適用する。
 （二） この表において能力等級の欄に掲げる各級は、能力等級法の行政職能力等級表（一）の能力等級の欄に掲げる当該各級をいう。
 （三） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、180,900円とする。

ロ 行政職俸給表（二）

職員の区分	能力等級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

- 備考（一） この表は、能力等級法の行政職能力等級表（二）の適用を受ける職員に適用する。
 （二） この表において能力等級の欄に掲げる各級は、能力等級法の行政職能力等級表（二）の能力等級の欄に掲げる当該各級をいう。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

- 備考（一） この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。
 （二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、180,900円とする。

ロ 行政職俸給表（二）

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

- 備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

2
5
7 (略)

1
5
5 (略) 附則

7|6| (略)

（特定の職員についての適用除外）
 第十九条の十 第十条から第十一条の二まで、第十一条の九、第十三条、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の七の規定は、指定制俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

2
5
7 (同上)

1
5
5 (同上) 附則

8|7| (同上)

（特定の職員についての適用除外）
 第十九条の十 第十条から第十一条の二まで、第十一条の九、第十三条、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の七の規定は、指定制俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

は、この法律は、同項に規定する給与準則とみなす。
 6|1|5 (同上)

別表第三 税務職俸給表（第六条関係）

職員の区分	能力等級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

- 備考 (一) この表は、能力等級法の税務職能力等級表の適用を受ける職員に適用する。
 (二) この表において能力等級の欄に掲げる各級は、能力等級法の税務職能力等級表の能力等級の欄に掲げる当該各級をいう。
 (三) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、207,900円とする。

別表第三 税務職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

- 備考 (一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、207,900円とする。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職員の区分	能力等級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略

- 備考 (一) この表は、能力等級法の専門行政職能力等級表の適用を受ける職員に適用する。
 (二) この表において能力等級の欄に掲げる各級は、能力等級法の専門行政職能力等級表の能力等級の欄に掲げる当該各級をいう。
 (三) 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,000円とする。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略

- 備考 (一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,000円とする。

別表第五 海事職俸給表（第六條関係）

イ 海事職俸給表（一）

職員 の 区 分	能力 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号俸 俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考（一） この表は、能力等級法の海事職能力等級表（一）の適用を受ける職員に適用する。
 （二） この表において能力等級の欄に掲げる各級は、能力等級法の海事職能力等級表（一）の能力等級の欄に掲げる当該各級をいう。

ロ 海事職俸給表（二）

職員 の 区 分	能力 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号俸 俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

備考（一） この表は、能力等級法の海事職能力等級表（二）の適用を受ける職員に適用する。
 （二） この表において能力等級の欄に掲げる各級は、能力等級法の海事職能力等級表（二）の能力等級の欄に掲げる当該各級をいう。

別表第五 海事職俸給表（第六條関係）

イ 海事職俸給表（一）

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号俸 俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表（二）

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号俸 俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表（第六條関係）

イ 公安職俸給表（一）

職員 の 区 分	能力 等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		号俸 俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考（一） この表は、能力等級法の公安職能力等級表（一）の適用を受ける職員に適用する。
 （二） この表において能力等級の欄に掲げる各級は、能力等級法の公安職能力等級表（一）の能力等級の欄に掲げる当該各級をいう。
 （三） 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、202,700円とする。

ロ 公安職俸給表（二）

職員 の 区 分	能力 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		号俸 俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考（一） この表は、能力等級法の公安職能力等級表（二）の適用を受ける職員に適用する。
 （二） この表において能力等級の欄に掲げる各級は、能力等級法の公安職能力等級表（二）の能力等級の欄に掲げる当該各級をいう。
 （三） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、207,900円とする。

別表第四 公安職俸給表（第六條関係）

イ 公安職俸給表（一）

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		号俸 俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考（一） この表は、警察官、警官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 （二） 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、202,700円とする。

ロ 公安職俸給表（二）

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		号俸 俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考（一） この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 （二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、207,900円とする。

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職員の区分	能力等級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

- 備考（一） この表は、能力等級法の医療職能力等級表（一）の適用を受ける職員に適用する。
 （二） この表において能力等級の欄に掲げる各級は、能力等級法の医療職能力等級表（一）の能力等級の欄に掲げる当該各級をいう。

ロ 医療職俸給表（二）

職員の区分	能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

- 備考（一） この表は、能力等級法の医療職能力等級表（二）の適用を受ける職員に適用する。
 （二） この表において能力等級の欄に掲げる各級は、能力等級法の医療職能力等級表（二）の能力等級の欄に掲げる当該各級をいう。

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

- 備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

- 備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職員の区分	能力等級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略

- 備考（一） この表は、能力等級法の研究職能力等級表の適用を受ける職員に適用する。
 （二） この表において能力等級の欄に掲げる各級は、能力等級法の研究職能力等級表の能力等級の欄に掲げる当該各級をいう。

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略

- 備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

職員 の 区 分	能力 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

備考（一） この表は、能力等級法の福祉職能力等級表の適用を受ける職員に適用する。
 （二） この表において能力等級の欄に掲げる各級は、能力等級法の福祉職能力等級表の能力等級の欄に掲げる当該各級をいう。

八 医療職俸給表（三）

職員 の 区 分	能力 等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考（一） この表は、能力等級法の医療職能力等級表（三）の適用を受ける職員に適用する。
 （二） この表において能力等級の欄に掲げる各級は、能力等級法の医療職能力等級表（三）の能力等級の欄に掲げる当該各級をいう。

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

職員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 医療職俸給表（三）

職員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十 指定幹部職俸給表（第六条関係）

能力等級	特級
号 俸	俸 給 月 額
略	略

- 備考（一） この表は、能力等級法の指定幹部職能力等級表の適用を受ける職員に適用する。
- （二） この表において能力等級の欄に掲げる級は、能力等級法の指定幹部職能力等級表の能力等級の欄に掲げる当該級をいう。

別表第十 指定職俸給表（第六条関係）

号 俸	俸 給 月 額
略	略

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。